

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：法学委員会「IT社会と法」分科会

1 所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2 委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3 設置目的	社会のIT化は、現代の大きな社会変革の要素である。これに対する法の対応は、一方で取引の電子化等の、先端的な動向への積極的な対応の問題もあれば、他方で、個人情報保護や電子商取引における消費者問題等、IT化に伴う市民の日常生活の保護への対応の問題もある。IT社会において、法が何をなすことができるのか、また何をなさねばならないのかを総合的に検討する必要があるのである。そのためには、いわゆる立法や法解釈の研究の世界にとどまることなく、一方で、技術系の学問分野との協働による先端的な制度の研究を行い、他方で、社会学や政治学の分野との協働による市民意識等の研究を行う必要があろう。このような、異分野との交流・協働を行いうるのは、学術会議の場ならではと思われる。IT社会を適切に根付かせるために、法のなすべき役割を総合的に検討して、適宜シンポジウムや提言の形で社会に成果を還元したい。
4 審議事項	(1) IT社会の形成実態とそれに対する市民意識の乖離や法の役割の研究。 (2) 取引や行政手続の電子化の適切な進展のために法がなすべき対応の研究。
5 設置期間	期限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6 備考	